新県立野球場構想策定支援業務に係る
公募型プロポーザル実施要領

令和４年７月

石川県県民文化スポーツ部スポーツ振興課

目　　　　次

１　趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１
２　業務の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１
３　参加資格・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１
４　参加方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２
５　交付資料等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２
６　新野球場について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３
７　提出物・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３
８　質問及び回答・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４
９　審査及び選定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５
10　注意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５
11　担当部局・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６

１　趣　旨

新県立野球場（以下、「新野球場」という）の建設に向けた構想策定支援業務について、事業者に業務委託するにあたり、その事業者を「公募型プロポーザル方式」により選定するために必要な事項を定める。

２　業務の概要

(1) 委託業務名

新県立野球場構想策定支援業務

(2) 委託期間

契約締結日から令和５年３月３１日まで。ただし、受発注者の協議により、最長で令和 5 年 8 月 31 日までの委託期間に変更する場合がある。

(3) 委託業務の内容

新野球場のコンセプト、具体的な機能や施設のあり方、整備の方向性（規模を含む）など、新野球場の建設に向けた構想策定を支援するために必要な業務を委託する。

ただし、施設の機能、規模とともに設計与条件を盛り込むこと。

なお、業務内容の詳細は別添「新県立野球場構想策定支援業務仕様書」による。

(4) 予算額

２５，０００千円（消費税をはじめ、構想策定までに必要な一切の経費を含む。）

３　参加資格

以下の条件をすべて満たすこと。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定に該当しない者であること。

(2) 会社更正法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(3) 石川県が発注する建設工事及び測量、建設コンサルタント等の業務の一般競争入札並びに指名競争入札に参加する資格を得ようとする者に必要な資格等（平成 8 年石川県告示第 354 号）に基づき、入札参加者資格の確認を受けた者であること（契約日までに当該確認を受ける者を含む。）。

(4) 県の指名停止の措置を受けている者でないこと。

(5) JV を構成して参加する場合の条件は、次の条件をすべて満たすこと。

ア　代表者構成員は、(1)から(4)までの条件をすべて満たすものであり、出資比率が構成員中最大であること。

イ　各構成員は、本プロポーザルに参加する他の企業、JVの構成員、再委託先を兼ねることはできないこと。

ウ　各構成員の出資比率は、20%以上とすること。

エ　各構成員は、(1)から(4)までの条件を満たすこと。

4　参加方法

本プロポーザルへの参加を希望する者は、下表のとおり、参加申込書及び提案書に必要な書類を付して、それぞれの提出期限までに「11　担当部局」に提出すること。（期限に遅れた場合は受け付けない。）

提出物	様式	内容	提出期限
参加申込書	別紙１	参加申込書（表紙）	令和4年7月19日（火） 午後5時まで
	別紙２	提案者概要	
	別紙３	類似業務受注実績	
提案書	様式１	提案書（表紙）	令和4年8月5日（金） 午後5時まで
	様式２	提案者実施体制	
	様式３	提案書	
	様式４	費用積算	

5　交付資料等

(1) 交付資料

①　新県立野球場構想策定支援業務に係る公募型プロポーザル実施要領（本書）
②　新県立野球場構想策定支援業務委託仕様書
③　新県立野球場構想策定支援業務委託基礎資料
④　参加申込書（表紙）（別紙１）
⑤　提案者概要（別紙２）
⑥　類似業務受注実績（別紙３）
⑦　質問書（別紙４）
⑧　提案書（表紙）（様式１）
⑨　提案者実施体制（様式２）
⑩　提案書（様式３）
⑪　費用積算（様式４）

(2) 交付期間

書面による交付は、令和４年７月８日（金）から令和４年７月19日（火）まで（ただし、石川県の休日を定める条例（平成元年石川県条例第16号）第１条第１項に規定する県の休日（以下「県の休日」という）を除く、午前９時から午後５時まで）

⑶ 交付場所・方法

アまたはイの方法により交付する。

ア　書面による交付

「11　担当部局」にて書面により交付する。

イ　電磁的方法による交付

石川県県民文化スポーツ部スポーツ振興課ホームページ(https://www.pref.ishikawa.lg.jp/sports/index.html)に掲載し、ダウンロードする方法により交付する。

６　新野球場について

⑴ 建設地

新県立野球場構想策定支援業務委託基礎資料（交付資料③）の石川県立野球場の概要①を参照すること

⑵ 建設地の面積及び収容人数

県内外の類似施設の状況を調査のうえ、適正な面積・規模を提案すること

⑶ コンセプト

現野球場を取り巻く環境や、他県類似施設の状況、野球場に関連する本県の各種計画等をもとに提案すること

７　提出物

⑴ 参加申込書

参加申込書の様式・内容等は下表のとおりとし、必要な書類を付して、持参又は郵送(郵送の場合は、書留郵便とし、提出期限までの必着とする。)により提出すること。

様　式	内　　容	規　格	提出部数
別紙１	参加申込書（表紙）	Ａ４	１部
別紙２	提案者概要（※１）	Ａ４	１部
別紙３	類似業務受注実績①（※２）	Ａ４	１部
	類似業務受注実績②	Ａ４	１部

※１　提案者概要は、会社の概要を紹介したパンフレット等を添付すること。

※２　委託契約書の写し等、業務実績を確認できるものを添付すること

⑵ 提案書

提案書の様式・内容等は下表のとおりとし、横書き、左綴じで、持参又は郵送（郵送の場合は、書留郵便とし、提出期限までの必着とする。）により提出すること。

様　式	内容	規格	枚数	提出部数
様式１	提案書（表紙）	Ａ４	１枚	１０部
様式２	提案者実施体制（①体制図）	Ａ４	１枚	１０部
	提案者実施体制（②総括責任者の実績）	Ａ４	１枚	１０部
様式３	提案書（※）	Ａ３	10 枚前後	１０部
様式４	費用積算	任意	１枚	１０部

※ 提案書（様式３）には、下記①～③について提案すること。

① 新野球場の整備のあり方について、過去の実績や他野球場の類似事例などを出来る限り具体的に示しながら、提案して下さい。

② 構想を策定するため、どのような調査・分析等を行うべきか。その中での貴社の役割や業務範囲も含め、貴社の考え方及び手法を提案して下さい。

③ 構想の構成及び策定スケジュールについて、新県立野球場構想策定支援業務委託基礎資料（交付資料③）の構想の構成イメージを参考に、提案して下さい。

⑶ 注意事項

① 提案は、文章で簡潔に記述し、文章を補完するために必要があれば、写真、イラスト、イメージ図を使用すること。

② 提案書（様式３）には、提案者名を特定できる表示をしてはならない。

８　質問及び回答

⑴ 質問の提出

質問書（別紙４）に質問内容を記入し、事前連絡（076-225-1391）のうえ、電子メールにより「11　担当部局」へ提出する。

なお、件名は、「構想策定支援のプロポーザルに関する質問（会社名）（質問日）」とする。（審査の内容に関係しない簡易な質問内容を除き、電話、または口頭による質問は受け付けません。）

⑵ 質問の受付期間

令和４年７月８日（金）から令和４年７月 19 日（火）まで

（ただし、石川県の休日を定める条例（平成元年石川県条例第 16 号）第１条第１項に規定する県の休日（以下「県の休日」という）を除く、午前９時から午後５時まで）

(3) 回答

回答は、参加申込書の提出があった全事業者あてに、令和４年７月 29 日（金）までに、ＦＡＸまたは電子メールで行う。

９　審査及び選定

(1) 審査方法

新県立野球場構想プロポーザル審査委員会（仮称）を設置し、各提案書等について書類審査及びプレゼンテーション（質疑応答を含む）を実施し、委託候補者を選定する。

委託候補者の選定にあたっては、事業者がどのような企画を提案できる能力があるのか、また、構想策定を支援するに当たり、具体的にどのような調査・分析を行うことができるのか、さらには、こうしたことを進めるために、事業者はどのような組織体制で臨めるのかなどについて審査を行う。

(2) プレゼンテーションの実施

① 提案内容についてプレゼンテーションを行う。

② プレゼンテーションは、受注した場合に、業務を主として担当するものが出席すること。

③ 実施日時や場所については、提案者ごとに追って通知する。

(3) 審査結果

審査結果は、審査終了後２週間以内に書面により通知する。

非選定の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して７日（石川県の休日を定める条例「平成元年条例第１６号」第１条に規定する休日を含まない）以内に書面により、説明を求めることができる。なお、その回答は、その理由について説明を求めることができる最終日の翌日から起算して１０日以内に、書面により行う。

(4) 留意事項

プレゼンテーションに係る費用は提案者の負担とする。

10　注意事項

(1) 必要に応じ、追加資料の提出を求める場合がある。

(2) 参加申込書や提案書および契約手続きにおいて使用する言語および通貨は、日本語および日本通貨に限る。

(3) 参加申込書や提案書が以下の条件の一に該当する場合は無効となることがある。

ア　提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。

イ　作成様式（書式）及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。

ウ　記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。

エ　記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
オ　許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの。
カ　虚偽の内容が記載されているもの。

(4) 提案に要する経費は、提案者の負担とする。

(5) 提出された参加申込書や提案書は、返却の希望のある者についてのみ返送する。

(6) 提出されたすべての書類は、石川県情報公開条例に基づき、情報公開の対象文書（個人情報等は非公開）となるが、提案者に無断で公開しない。

(7) 業者による参加申込書や提案書の受理後の差し替え及び削除は、原則として認めない。

(8) 委託契約額は、提出された見積額がそのまま採用されるのではなく、委託候補者との協議により業務仕様書を確定した後に決定する。

(9) その他、定めのない事項については、地方自治法、同法施行令及びその他の関係法令並びに石川県個人情報保護条例、石川県財務規則その他の石川県が制定する関係条例・規則等に従うものとする。

(10) 参加申込後に、プロポーザルへの参加を辞退する場合は、速やかに、文書で、「11 担当部局」に届け出ること。（様式は任意）

11　担当部局

〒920-8580　石川県金沢市鞍月１－１（行政庁舎10階）
石川県県民文化スポーツ部スポーツ振興課
電　話：　076-225-1391
ＦＡＸ：　076-225-1388
E-Mail：　i-sports@pref.ishikawa.lg.jp
（添付ファイルは最大10Mまで受信可能）
電話及び口頭による質問は受け付けない。